手続きはお早めに

1002212

## 国民健康保険の加入や脱退について

就職や退職などによる国民健康保険(国保)の加入や脱退には、届け出が必要です。異動のあった日から14日以内に手続きを済ませてください。

| 届け出が必要なとき | | 手続きに必要なもの | |
|---|---|---|---|
| 加入(※1) | 他の市町村から転入 | 転出証明書 | 世帯主、対象者全員のマイナンバーカード、またはマイナンバーが分かるものと身分を証明するもの(身分を証明するものは、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、在留カードなど。これ以外のものは、事前に国保年金課へ確認) |
| | 職場の健康保険を脱退、またはその扶養家族から外れた | 社会保険離脱証明書 | |
| | 子どもが生まれた | 母子健康手帳 | |
| 脱退 | 他の市町村に転出 | 国保の保険証など(※3) | |
| | 職場の健康保険に加入、またはその扶養家族になった | 国保の保険証など(※3)／加入した保険の保険証など(※3) | |
| | 死亡 | 国保の保険証など(※3) | |
| その他 | 住所、世帯主、氏名などの変更 | 世帯全員の国保の保険証など(※3) | |
| | 修学のため別に住所を定める(※2) | 国保の保険証など(※3)／在学証明書 | |
| | 保険証などを紛失・破損 | 身分を証明するもの | |

※1 届け出が遅れても、国保税は職場の健康保険を脱退した日までさかのぼって納める必要があります

※2 修学のため市外に転出する学生で、転出先で学生生活を営むための費用を親元からの支援により賄う場合は、市の国保に加入することができる特例がありますので届け出てください。毎年4月に更新の手続きが必要で、学生でなくなった場合は速やかに届け出てください

※3 以下のいずれかをお持ちください
令和6年12月1日以前に発行された有効な保険証／「資格情報のお知らせ」／「資格確認書」

問合せ 国保年金課国保係☎内線3134

対象者はご確認ください

1001876

## 後期高齢者医療制度について

問合せ 国保年金課国保係☎内線3132

■ 保険料の仮徴収開始

4月から保険料の仮徴収を開始します。今年2月の保険料が年金から天引きされた人は、その額と同額が8月まで年金から仮徴収されます。

その他の人は、令和6年度の保険料を基に仮算定にて暫定保険料を算出し、4月と6月に納付していただきます。

本算定(8月)で、令和7年度の保険料額確定後に仮徴収額または暫定保険料額を差し引き、残りの額をその後の納期で納付していただきます。

■ 保険料の納付

保険料は納期限内に納めましょう。保険料を滞納すると、金額や滞納期間によっては、延滞金が加算されます。保険料は滞納したままにせず、早めにご相談ください。

■ 不審な電話や訪問にご注意ください

市役所や公的機関が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

不審な電話があったときは、警察署または消費生活センターにお問い合わせください。

■ 資格確認書(被保険者証)

資格確認書(被保険者証)の有効期限は7月31日(木)です。8月から有効の「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を、7月中に郵送します。新たに75歳になる人は、誕生日の前月までに郵送します。

資格確認書は、医療機関に受診の際は必ず提示してください。

■ 任意記載事項

資格確認書には、限度額などの適用区分を併記する項目があります(任意記載事項)。任意記載事項は、主に一部負担金の①限度額区分②長期入院年月日③特定疾病区分など3項目です。併記が必要な人は、申請手続きを行ってください。

■ 高額介護合算療養費

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、毎年8月から翌年7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、世帯の限度額を超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。また、新たに支給対象になった場合は、申請の案内を通知します。

1234567 各番号(7桁)を市HP「ページ番号検索」に入力すると関連ページが見られます



引っ越しの際は住所の異動手続きを忘れずに

## 転出・転入・転居などの住所の異動届

転出や転入、転居などの住所の異動届は、国民健康保険や国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

入学、就職、転勤などにより市外へ転出する場合は、転出予定日が決まりましたら、早めに転出届を提出してください。

市内での住所異動や市外から本市へ住所を異動する人は、新住所に住み始めてから**14日以内に手続き**を済ませてください。

■ 手続きに必要なもの

▽免許証などの本人確認書類▽マイナンバーカード(持っている人)▽印鑑登録証(印鑑登録者で転出の場合)▽国民健康保険証(該当者) など

■ 転出届はオンラインでも届出可能

利用できる人 電子証明書が有効なマイナンバーカードを持っていて、日本国内での引っ越しをする人

転入時の持ち物 マイナンバーカードと転出届出時に使用した暗証番号(4桁と6桁以上の2種類)

※詳しくは、右記の二次元コードより確認

問合せ 市民課市民窓口係☎内線3003・3004・3009

■ 休日窓口を開設

開設日時 3月30日(日)午前9時～午後1時

開設場所 市民課(テラス沼田3階)

取扱業務 住所異動、市民課で発行する各種証明、マイナンバー関連業務

※パスポート、国保・年金業務は、取り扱いできません

※戸籍の届け出は、預かりのみ

※マイナンバーカード交付案内の交付場所が、白沢・利根地区コミュニティセンターの人で、休日窓口での受け取りを希望する人は、**3月25日(火)まで**に市民課へ連絡

■ 証明書のコンビニ交付サービス

マイナンバーカードをお持ちの人は、住民票の写しや印鑑登録証明書などをコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機から取得することができます。窓口の手数料より50円割引になります。

オンライン届出
デジタル庁 HP

オンライン届出
マイナポータルサイト

手数料と受け取りまでの期間が変わります

## パスポートの発給申請

3月24日の申請分から「2025年旅券」が発給されることに伴い、手数料と受け取りまでの期間が変わります。

■ 「2025年旅券」の導入

国際民間航空機関の勧告などを踏まえ、外務省が偽造・変造対策を大幅に強化した「2025年旅券」が導入されます。

■ 申請から受け取りまでの期間の変更

「2025年旅券」の導入に伴い、国立印刷局で集中的に作成することになるため、申請から受け取りまでの期間が、土・日・祝日を除き11日程度になります。旅行日程などに合わせ、十分に余裕を持った申請をお願いします。

■ 旅券発給手数料の変更

マイナポータルを通じたオンライン申請を利用すると、これまでより100円安くなり、書面での申請は300円高くなります。

詳しくは、県HPまたは市民課へお問い合わせください。

問合せ 市民課市民窓口係☎内線3003・3004・3009

令和7年4月から改正

1002558

## 建築確認手続きのルール改正

2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けて、建築基準法などが4月に改正されます。

■ 改正点

①原則全ての建築物の新築・増改築の際、省エネ基準適合が義務化

②木造2階建の戸建住宅など建築確認手続きのルールが変更(以下の3点)

▽都市計画区域外でも建築確認手続きが必要(接道や高さなどの集団規定は引き続き不適用)

▽建築確認手続きで構造・省エネなどの図書の提出が必要

▽大規模なリフォームでも建築確認手続きが必要

※壁、柱、床、梁(はり)、屋根、階段の一種以上について行う過半の改修など

その他 令和12年には省エネ基準の引き上げが予定されています。今後、新築・増改築や大規模なリフォームをお考えの際は、事前に建築士にご相談ください

問合せ 建築住宅課建築指導係☎内線4112／【都市計画区域について】都市計画課計画係☎内線4121